



三重県公報

令和4年10月28日 (金)

第 358 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
62	三重県流域下水道事業会計取扱金融機関事務取扱規則の一部を改正する規則	(下水道経営課)	3
63	三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則	(出納局)	6
企業庁管理規程			
4	三重県企業庁取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程	(企業庁)	9
病院事業庁管理規程			
11	三重県病院事業庁出納取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	12
告 示			
701	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	15
702	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	15
703	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	15
704	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	16
705	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	17
706	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	17
707	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	17
708	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	18
709	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	19
710	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師から指定の辞退の届出	(同)	19
711	令和4年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	19
712	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定	(獣害対策課)	20
713	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区特別保護地区の指定	(同)	24
714	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	25
715	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	27
716	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	27
717	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	29
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	29
	第13次鳥獣保護管理事業計画の変更	(獣害対策課)	29

公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	29
公共測量が終了した旨の通知	(同)	29
同件	(同)	30
同件	(同)	30
特 定 調 達 公 告		
落札者を決定した旨	(齋宮歴史博物館)	30

規 則

三重県流域下水道事業会計取扱金融機関事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十二号

三重県流域下水道事業会計取扱金融機関事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県流域下水道事業会計取扱金融機関事務取扱規則（令和二年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(当座預金勘定からの預替え)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、当座預金勘定から振替先金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、前項の手続をしたときは、部の企業出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第三号様式（その三））を送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(当座預金勘定への預替え)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 振替元金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、出納取扱金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、振替元金融機関から前項の預替えがあつたときは、当座預金勘定に戻し入れるとともに、部の企業出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第三号様式（その三））を送付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(当座預金勘定からの預替え)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、振替先金融機関から預金領収書（第三号様式（その三））の提出を求め、預金預替（預入・戻入）通知書と照合の上、当座預金勘定から振替先金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、前項の手続をしたときは、部の企業出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第三号様式（その四））を送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(当座預金勘定への預替え)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 振替元金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、出納取扱金融機関から預金領収書の提出を求め、預金預替（預入・戻入）通知書と照合の上、出納取扱金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、振替元金融機関から前項の預替えがあつたときは、当座預金勘定に戻し入れるとともに、部の企業出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書を送付しなければならない。</p>

第三号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第22条、第23条関係）

（企業出納員控）

預金預替（預入・戻入）通知書（控）			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預 替 日 付	年	月	日

（規格 A 6 横）

（その 1）

流域下水道事業→振替元金融機関

預金預替（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預 替 日 付	年	月	日

上記のとおり預替えしてください。

年 月 日

三重県流域下水道事業企業出納員 印

振替元金融機関 様

（規格 A 6 横）

(その2)

流域下水道事業→振替先金融機関

預金預替（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預 替 日 付	年	月	日

上記のとおり預替えしてください。

年 月 日

三重県流域下水道事業企業出納員 印

振替先金融機関 様

(規格A6横)

(その3)

流域下水道事業→出納取扱金融機関→流域下水道事業

預金預替済（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預 替 日 付	年	月	日

上記のとおり預替えしました。

年 月 日

流域下水道事業出納取扱金融機関
金融機関名 印

三重県流域下水道事業企業出納員 宛て

(規格A6横)

附 則

この規則は、令和四年十一月四日から施行する。

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十三号

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県指定金融機関等事務取扱規則（平成十九年三重県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(当座預金勘定からの預替え)	(当座預金勘定からの預替え)
第三十九条 (略)	第三十九条 (略)
2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、当座預金勘定から振替先金融機関へ預替えの手続をしなければならない。	2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、 <u>振替先金融機関から預金領収書（第二号様式）（その三）の提出を求め預金預替（預入・戻入）通知書（第二号様式）（その一）と照合の上、当座預金勘定から振替先金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</u>
3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の手続をしたときは、会計管理者に対し預金預替済（預入・戻入）通知書（第二号様式）（その三）を送付しなければならない。	3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の手続をしたときは、会計管理者に対し <u>預金預替済（預入・戻入）通知書（第二号様式）（その四）</u> を送付しなければならない。
(当座預金勘定への預替え)	(当座預金勘定への預替え)
第四十条 (略)	第四十条 (略)
2 振替元金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、指定金融機関又は指定代理金融機関へ預替えの手続をしなければならない。	2 振替元金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、 <u>指定金融機関又は指定代理金融機関から預金領収書（第二号様式）（その三）の提出を求め預金預替（預入・戻入）通知書（第二号様式）（その一）と照合の上、指定金融機関又は指定代理金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</u>
3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、振替元金融機関から前項の預替えがあつたときは、当座預金勘定に戻し入れるとともに、会計管理者に対し預金預替済（預入・戻入）通知書（第二号様式）（その三）を送付しなければならない。	3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、振替元金融機関から前項の預替えがあつたときは、当座預金勘定に戻し入れるとともに、会計管理者に対し <u>預金預替済（預入・戻入）通知書（第二号様式）（その四）</u> を送付しなければならない。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式
(会計管理者控)

預金預替（預入・戻入）通知書（控）			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預替日付	年	月	日

(規格 A 6 横)

(その1)

出納局→振替元金融機関

預金預替（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預替日付	年	月	日

上記のとおり預替してください。

年 月 日

三重県会計管理者 印

振替元金融機関名 様

(規格 A 6 横)

(その2)

出納局→振替先金融機関

預金預替（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預替日付	年	月	日

上記のとおり預替してください。

年 月 日

三重県会計管理者 印

振替先金融機関名 様

(規格A6横)

(その3)

出納局→指定金融機関→出納局

預金預替済（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預替日付	年	月	日

上記のとおり預替しました。

年 月 日

三重県指定金融機関
金融機関名

三重県会計管理者 宛て

備考 金融機関印の押印を省略する場合は、金融機関担当者の署名等を記載すること。

(規格A6横)

附 則

この規則は、令和四年十一月四日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年十月二十八日

三重県企業庁長 山口 武 美

三重県企業庁管理規程第四号

三重県企業庁取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁取扱金融機関事務取扱規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（当座預金勘定からの預替え）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 出納取扱金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、当座預金勘定から振替先金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、前項の手続をしたときは、本庁出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第三号様式）（その三）を送付しなければならない。</p> <p>（当座預金勘定への預替え）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 振替元金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、出納取扱金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、振替元金融機関から前項の預替えがあつたときは、当座預金勘定に戻し入れるとともに、本庁出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第三号様式）（その三）を送付しなければならない。</p>	<p>（当座預金勘定からの預替え）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 出納取扱金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、振替先金融機関から預金領収書（第三号様式）（その三）の提出を求め、預金預替（預入・戻入）通知書（第三号様式）（その二）と照合の上、当座預金勘定から振替先金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、前項の手続をしたときは、本庁出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第三号様式）（その四）を送付しなければならない。</p> <p>（当座預金勘定への預替え）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 振替元金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、出納取扱金融機関から預金領収書（第三号様式）（その三）の提出を求め、預金預替（預入・戻入）通知書（第三号様式）（その一）と照合の上、出納取扱金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、振替元金融機関から前項の預替えがあつたときは、当座預金勘定に戻し入れるとともに、本庁出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第三号様式）（その四）を送付しなければならない。</p>

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第25条、第26条関係）

（企業出納員控）

預金預替（預入・戻入）通知書（控）			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預 替 日 付	年	月	日

（規格 B 6 横）

（その1）

企業庁→振替元金融機関

預金預替（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預 替 日 付	年	月	日

上記のとおり預替してください。

年 月 日

三重県企業庁企業出納員 印

振替元金融機関 様

（規格 B 6 横）

（その2）

企業庁→振替先金融機関

預金預替（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預 替 日 付	年	月	日

上記のとおり預替してください。

年 月 日

三重県企業庁企業出納員 印

振替先金融機関 様

（規格 B 6 横）

(その3)

企業庁→出納取扱金融機関→企業庁

預金預替済（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預 替 日 付	年	月	日

上記のとおり預替しました。

年 月 日

企業庁出納取扱金融機関
金融機関名

三重県企業庁企業出納員 宛て

(規格B6横)

附 則

- 1 この管理規程は、令和四年十一月四日から施行する。
- 2 この管理規程の施行前に改正前の三重県企業庁取扱金融機関事務取扱規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁出納取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年十月二十八日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第十一号

三重県病院事業庁出納取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁出納取扱金融機関事務取扱規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(当座預金勘定からの預替え)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、当座預金勘定から振替先金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、前項の手続をしたときは、課の企業出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第六号様式）（その三）を送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(当座預金勘定への預替え)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 振替元金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、出納取扱金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、振替元金融機関から前項の預替えがあつたときは、当座預金勘定に戻し入れるとともに、課の企業出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第六号様式）（その三）を送付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(当座預金勘定からの預替え)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、振替先金融機関から預金領収書（第六号様式）（その三）の提出を求め、預金預替（預入・戻入）通知書（第六号様式）（その一）と照合の上、当座預金勘定から振替先金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、前項の手続をしたときは、課の企業出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第六号様式）（その四）を送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(当座預金勘定への預替え)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 振替元金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、出納取扱金融機関から預金領収書（第六号様式）（その三）の提出を求め預金預替（預入・戻入）通知書（第六号様式）（その一）と照合の上、出納取扱金融機関へ預替えの手続をしなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、振替元金融機関から前項の預替えがあつたときは、当座預金勘定に戻し入れるとともに、課の企業出納員に預金預替済（預入・戻入）通知書（第六号様式）（その四）を送付しなければならない。</p>

第六号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第 22 条、第 23 条関係）

（企業出納員控）

預金預替（預入・戻入）通知書（控）			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預替日付	年	月	日

（規格 A 5 横）

（その 1）

県立病院課→振替元金融機関

預金預替（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預替日付	年	月	日

上記のとおり預替えしてください。

年 月 日

三重県病院事業企業出納員 印

振替元金融機関名 様

（規格 A 5 横）

(その2)

県立病院課→振替先金融機関

預金預替（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預替日付	年	月	日

上記のとおり預替えしてください。

年 月 日

三重県病院事業企業出納員 印

振替先金融機関名 様

(規格 A 5 横)

(その3)

県立病院課→出納取扱金融機関→県立病院課

預金預替済（預入・戻入）通知書			
金 額	円		
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定
預替日付	年	月	日

上記のとおり預替えしました。

年 月 日

三重県病院事業出納取扱金融機関
金融機関名

三重県病院事業企業出納員 宛て

備考 金融機関印の押印を省略する場合は、金融機関担当者の署名等を記載すること。
(規格 A 5 横)

附 記

りの管理規程が、令和四年十月四日から施行する。

告 示

三重県告示第 701 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
エンゼル薬局はりま店	桑名市北別所 1841-5	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局はりま店	桑名市北別所 1841-5	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局 生桑店	四日市市生桑町 196-4	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局 生桑店	四日市市生桑町 196-4	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局 四日市駅前店	四日市市安島 1 丁目 2-19	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局 四日市駅前店	四日市市安島 1 丁目 2-19	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局 かみえび店	四日市市上海老町 1633-164	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局 かみえび店	四日市市上海老町 1633-164	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局大安店	いなべ市大安町前字笠間 591	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局大安店	いなべ市大安町前字笠間 591	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 702 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
デイサービス みち草	多気郡大台町上菅 636 番地 1	地域密着型通所介護	令和 4 年 9 月 1 日

三重県告示第 703 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
介護老人保健施設きなん苑介護予防短期入所療養介護	南牟婁郡御浜町阿田和 177	介護予防短期入所療養介護	名称	介護老人保健施設きなん苑介護予防短期入所療養介護	老人保健施設きなん苑	令和 4 年 5 月 1 日
介護老人保健施設きなん苑介護予防通所リハビリテーション	南牟婁郡御浜町阿田和 177	介護予防通所リハビリテーション	名称	介護老人保健施設きなん苑介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設きなん苑	令和 4 年 5 月 1 日
介護老人保健施設きなん苑訪問リハビリテーション	南牟婁郡御浜町阿田和 177	訪問リハビリテーション	名称	介護老人保健施設きなん苑訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションきなん苑	令和 4 年 5 月 1 日

介護老人保健施設きなん苑介護予防訪問リハビリテーション	南牟婁郡御浜町阿田和 177	介護予防訪問リハビリテーション	名称	介護老人保健施設きなん苑介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションきなん苑	令和4年5月1日
介護老人保健施設きなん苑居宅介護支援	南牟婁郡御浜町阿田和 177	居宅介護支援	名称	介護老人保健施設きなん苑居宅介護支援	介護老人保健施設きなん苑	令和4年5月1日
スギ薬局松阪中央店	松阪市宮町 51 番地 3	居宅療養管理指導	所在地	松阪市宮町 51 番地 3	松阪市宮町字堂ノ後 130 番地	令和4年8月18日
スギ薬局松阪中央店	松阪市宮町 51 番地 3	介護予防居宅療養管理指導	所在地	松阪市宮町 51 番地 3	松阪市宮町字堂ノ後 130 番地	令和4年8月18日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	訪問看護	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和4年9月1日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	訪問リハビリテーション	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和4年9月1日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	居宅療養管理指導	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和4年9月1日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	介護予防訪問看護	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和4年9月1日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	介護予防訪問リハビリテーション	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和4年9月1日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	介護予防居宅療養管理指導	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和4年9月1日
アサヒサンクリーン在宅介護センター松阪	松阪市立田町 279-2	訪問入浴介護	所在地	松阪市立田町 279-2	松阪市中央町 39 番地 10	令和4年9月1日
アサヒサンクリーン在宅介護センター松阪	松阪市立田町 279-2	介護予防訪問入浴介護	所在地	松阪市立田町 279-2	松阪市中央町 39 番地 10	令和4年9月1日
アクティブ福祉用具レンタル販売	桑名市大字増田 595 番地	福祉用具貸与	所在地	桑名市大字増田 595 番地	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	令和4年4月1日
アクティブ福祉用具レンタル販売	桑名市大字増田 595 番地	特定福祉用具販売	所在地	桑名市大字増田 595 番地	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	令和4年4月1日
アクティブ福祉用具レンタル販売	桑名市大字増田 595 番地	介護予防福祉用具貸与	所在地	桑名市大字増田 595 番地	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	令和4年4月1日
アクティブ福祉用具レンタル販売	桑名市大字増田 595 番地	特定介護予防福祉用具販売	所在地	桑名市大字増田 595 番地	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	令和4年4月1日

三重県告示第 704 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	居宅療養管理指導	令和4年8月31日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	介護予防居宅療養管理指導	令和4年8月31日
有限会社ライフサポートみち草	多気郡大台町上菅 636 番地 1	訪問介護	令和4年8月31日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 72 番地	訪問看護	令和4年4月30日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 72 番地	訪問リハビリテーション	令和4年4月30日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 72 番地	居宅療養管理指導	令和4年4月30日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 72 番地	介護予防訪問看護	令和4年4月30日

かも内科消化器科	名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 72 番地	介護予防訪問リハビリテーション	令和 4 年 4 月 30 日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 72 番地	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 4 月 30 日

三重県告示第 705 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
エンゼル薬局はりま店	桑名市北別所 1841-5	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局はりま店	桑名市北別所 1841-5	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局 生桑店	四日市市生桑町 196-4	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局 生桑店	四日市市生桑町 196-4	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局 四日市駅前店	四日市市安島 1 丁目 2-19	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局 四日市駅前店	四日市市安島 1 丁目 2-19	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局 かみえび店	四日市市上海老町 1633-164	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局 かみえび店	四日市市上海老町 1633-164	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
エンゼル薬局大安店	いなべ市大安町門前字笠間 591	令和 4 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局大安店	いなべ市大安町門前字笠間 591	令和 4 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 706 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
デイサービス みち草	多気郡大台町上菅 636 番地 1	地域密着型通所介護	令和 4 年 9 月 1 日

三重県告示第 707 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
介護老人保健施設きなん苑介護予防短期入所療養介護	南牟婁郡御浜町阿田和 177	介護予防短期入所療養介護	名称	介護老人保健施設きなん苑介護予防短期入所療養介護	老人保健施設きなん苑	令和 4 年 5 月 1 日
介護老人保健施設きなん苑介護予防通所リハビリテーション	南牟婁郡御浜町阿田和 177	介護予防通所リハビリテーション	名称	介護老人保健施設きなん苑介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設きなん苑	令和 4 年 5 月 1 日

介護老人保健施設きなん苑訪問リハビリテーション	南牟婁郡御浜町阿田和 177	訪問リハビリテーション	名称	介護老人保健施設きなん苑訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションきなん苑	令和 4 年 5 月 1 日
介護老人保健施設きなん苑介護予防訪問リハビリテーション	南牟婁郡御浜町阿田和 177	介護予防訪問リハビリテーション	名称	介護老人保健施設きなん苑介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションきなん苑	令和 4 年 5 月 1 日
介護老人保健施設きなん苑居宅介護支援	南牟婁郡御浜町阿田和 177	居宅介護支援	名称	介護老人保健施設きなん苑居宅介護支援	介護老人保健施設きなん苑	令和 4 年 5 月 1 日
スギ薬局松阪中央店	松阪市宮町 51 番地 3	居宅療養管理指導	所在地	松阪市宮町 51 番地 3	松阪市宮町字堂ノ後 130 番地	令和 4 年 8 月 18 日
スギ薬局松阪中央店	松阪市宮町 51 番地 3	介護予防居宅療養管理指導	所在地	松阪市宮町 51 番地 3	松阪市宮町字堂ノ後 130 番地	令和 4 年 8 月 18 日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	訪問看護	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和 4 年 9 月 1 日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	訪問リハビリテーション	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和 4 年 9 月 1 日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	居宅療養管理指導	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和 4 年 9 月 1 日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	介護予防訪問看護	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和 4 年 9 月 1 日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	介護予防訪問リハビリテーション	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和 4 年 9 月 1 日
桔梗往診クリニック 24	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	介護予防居宅療養管理指導	所在地	名張市桔梗が丘 2 番町 7-16	名張市桔梗が丘 5 番町 1-20	令和 4 年 9 月 1 日
アサヒサンクリーン在宅介護センター松阪	松阪市立田町 279-2	訪問入浴介護	所在地	松阪市立田町 279-2	松阪市中央町 39 番地 10	令和 4 年 9 月 1 日
アサヒサンクリーン在宅介護センター松阪	松阪市立田町 279-2	介護予防訪問入浴介護	所在地	松阪市立田町 279-2	松阪市中央町 39 番地 10	令和 4 年 9 月 1 日
アクティブ福祉用具レンタル販売	桑名市大字増田 595 番地	福祉用具貸与	所在地	桑名市大字増田 595 番地	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	令和 4 年 4 月 1 日
アクティブ福祉用具レンタル販売	桑名市大字増田 595 番地	特定福祉用具販売	所在地	桑名市大字増田 595 番地	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	令和 4 年 4 月 1 日
アクティブ福祉用具レンタル販売	桑名市大字増田 595 番地	介護予防福祉用具貸与	所在地	桑名市大字増田 595 番地	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	令和 4 年 4 月 1 日
アクティブ福祉用具レンタル販売	桑名市大字増田 595 番地	特定介護予防福祉用具販売	所在地	桑名市大字増田 595 番地	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	令和 4 年 4 月 1 日

三重県告示第 708 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	居宅療養管理指導	令和 4 年 8 月 31 日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 8 月 31 日
有限会社ライフサポートみち草	多気郡大台町上菅 636 番地 1	訪問介護	令和 4 年 8 月 31 日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘 2 番町 5 街区 72 番地	訪問看護	令和 4 年 4 月 30 日

かも内科消化器科	名張市桔梗が丘2番町5街区72番地	訪問リハビリテーション	令和4年4月30日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘2番町5街区72番地	居宅療養管理指導	令和4年4月30日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘2番町5街区72番地	介護予防訪問看護	令和4年4月30日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘2番町5街区72番地	介護予防訪問リハビリテーション	令和4年4月30日
かも内科消化器科	名張市桔梗が丘2番町5街区72番地	介護予防居宅療養管理指導	令和4年4月30日

三重県告示第709号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。
令和4年10月28日

三重県知事 一見勝之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目11番地	小倉 友二	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
武内病院	津市一色町215番地1	三木 学	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	中川 勇人	肝臓機能障害
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘1番地	竹内 秀和	心臓機能障害
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102	箱崎 浩一	肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	刀根 慎恵	肢体不自由
福喜多眼科	津市久居中町134-37	福喜多 寛	視覚障害

三重県告示第710号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和4年10月28日

三重県知事 一見勝之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘1番地	飯田 邦彦

三重県告示第711号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定（同令第118条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和4年10月28日

三重県知事 一見勝之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和4年10月31日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web試験方式）		令和5年3月下旬から4月上旬
	令和4年11月6日（日）～11月8日（火） （任意の1日 8:00～18:00の間）	口述試験及び身体検査 令和4年11月13日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の男女（32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所でWeb試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所 (※)	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 712 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定します。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 名称
志摩市浜島町大崎鳥獣保護区
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 2

- 1 名称
志摩市阿児町賢島鳥獣保護区
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 3

- 1 名称
四日市市伊坂山村ダム鳥獣保護区
- 2 区域
四日市市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第4

- 1 名称
熊野市有馬久生屋金山鳥獣保護区
- 2 区域
熊野市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第5

- 1 名称
名張市滝之原鳥獣保護区
- 2 区域
名張市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第6

- 1 名称
御浜町神志山鳥獣保護区
- 2 区域
南牟婁郡御浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第7

- 1 名称
鈴鹿川河口鳥獣保護区
- 2 区域
鈴鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第8

- 1 名称
松阪市中部台鳥獣保護区
- 2 区域
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第9

- 1 名称
伊勢市高倉山鳥獣保護区
- 2 区域
伊勢市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第10

- 1 名称
志摩市大王町登茂山鳥獣保護区
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第11

- 1 名称
熊野市海岸部鳥獣保護区
- 2 区域
熊野市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第12

- 1 名称
多気町五桂鳥獣保護区
- 2 区域
多気郡多気町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第13

- 1 名称
紀北町白石湖鳥獣保護区
- 2 区域
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第14

- 1 名称

四日市市泊山鳥獣保護区

2 区域

四日市市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第15

1 名称

四日市市室山鳥獣保護区

2 区域

四日市市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第16

1 名称

津市久居中北部鳥獣保護区

2 区域

津市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第17

1 名称

伊賀市霊山鳥獣保護区

2 区域

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第18

1 名称

尾鷲市曾根鳥獣保護区

2 区域

尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第19

1 名称

紀北町大白鳥獣保護区

2 区域

北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 20

- 1 名称
熊野市生活環境保全林鳥獣保護区
- 2 区域
熊野市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 21

- 1 名称
御浜町阿田和井戸ノ谷鳥獣保護区
- 2 区域
南牟婁郡御浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 22

- 1 名称
度会町獅子ヶ岳山麓鳥獣保護区
- 2 区域
度会郡度会町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 713 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定します。

令和4年10月28日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 名称
伊勢市高倉山鳥獣保護区外宮神域林特別保護地区
- 2 区域
伊勢市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 2

- 1 名称
熊野市海岸部鳥獣保護区楯ヶ崎特別保護地区
- 2 区域

熊野市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第714号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

令和4年10月28日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

1 名称

津市高野尾・豊が丘特定猟具使用禁止区域（銃猟）

2 区域

津市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第2

1 名称

伊賀市壬生野三ッ池特定猟具使用禁止区域（銃猟）

2 区域

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第3

1 名称

明和町伊勢市玉城町大仏山特定猟具使用禁止区域（銃猟）

2 区域

明和町、伊勢市、玉城町（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第4

1 名称

尾鷲市賀田特定猟具使用禁止区域（銃猟）

2 区域

尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第5

- 1 名称
木曾岬干拓地特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
桑名郡木曾岬町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第6

- 1 名称
木曾川上流特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
桑名市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第7

- 1 名称
多度町南之郷特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
桑名市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第8

- 1 名称
四日市市保々特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
四日市市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第9

- 1 名称
四日市市山田特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
四日市市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第10

- 1 名称
明和町玉城町斎宮池特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
明和町、玉城町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 11

- 1 名称
松阪市神戸特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 12

- 1 名称
いなべ市宇賀特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 715 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により川越町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ川越ショッピングセンター
三重郡川越町大字高松 37 番地ほか
- 2 川越町から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年10月28日から同年11月28日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 716 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和4年10月28日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南濃北勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町阿下喜字舞野 3902 番 1 地先から いなべ市北勢町阿下喜字舞野 2693 番 4 地先まで	旧	12.5~33.5	350.0
	新	8.0~26.2	350.0

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字御在所ヶ嶽一之谷 8503 番 1 地先から 三重郡菰野町大字菰野字田子地 8504 番 5 地先まで	旧	42.3~57.9	90.5
	新	42.3~61.0	90.5

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久居河芸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市野田字沢中 1968 番 5 地先から 津市野田字林垣内 1284 番 1 地先まで	旧	2.0~21.5	1,250.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久居河芸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市野田字林垣内 1284 番 1 地先から 津市殿村字八之坪 1512 番地先まで	旧	3.6~15.0	490.0
	旧新	6.0~30.0	685.0

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 家所阿漕停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市殿村字鍛冶屋垣内 1536 番地先から 津市野田字梁瀬 1265 番 2 地先まで	旧	3.6~18.9	735.0
	旧新	14.0~30.0	425.0

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵持霧生線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市霧生字長谷 565 番 4 地先から 伊賀市霧生字長谷 566 番 1 地先まで	旧新	11.7~18.0	52.5
	新	6.4~8.4	39.3

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀宝川瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町高岡字尾地 533 番 5 地先から 南牟婁郡紀宝町高岡字前地 608 番 1 地先まで	旧新	8.9~17.0	55.6
	新	9.7~11.7	49.5

三重県告示第 717 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 蔵持霧生線	伊賀市霧生字長谷 565 番 4 地先から 伊賀市霧生字長谷 566 番 1 地先まで	令和 4 年 10 月 28 日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町高岡字尾地 533 番 5 地先から 南牟婁郡紀宝町高岡字前地 608 番 1 地先まで	令和 4 年 10 月 28 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。
 令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一見勝之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
黒田アグリ 株式会社	三重郡菰野町	三重郡菰野町田口新田北沢 2896 ほか 62 筆
ミニリバー 株式会社	伊勢市	伊勢市西豊浜町田垣外 88-1 ほか 63 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 4 年 10 月 28 日

第 13 次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 5 項の規定により公表します。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一見勝之

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（農地の地区界測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
伊賀市諏訪及び同市音羽

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 9 月 6 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

四日市市上海老町及び同市山城町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 25 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

2 作業地域

名張市新田、同市西田原、同市八幡、同市下小波田、同市美旗町、同市上小波田、同市桔梗が丘南 1 番町、同市蔵持町、同市すずらん台西 1 番町、同市鴻之台 1 番町、同市富貴ヶ丘 1 番町、同市下比奈知、同市青蓮寺、同市赤目町、同市上三谷、同市上比奈知、同市滝之原、同市夏見、同市百合が丘東 6 番町、同市神屋、同市丸之内、同市平尾、同市鶴山、同市長瀬、同市竜口、同市上長瀬、同市安部田及び同市奈垣

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 11 月 5 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

2 作業地域

伊賀市西高倉、同市東高倉、同市伊那具、同市千歳、同市長田、同市平野蔵垣内、同市上野車坂町、同市荒木、同市大野木、同市白檜、同市大内、同市予野、同市大滝、同市治田、同市菖蒲池、同市四十九町、同市ゆめが丘 4 丁目、同市陽光台、同市蓮池、同市喰代、同市上神戸、同市比土、同市上林及び同市島ヶ原

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 斎宮歴史博物館受変電設備機器更新改修 |
| 2 | 担当部局 | 三重県多気郡明和町竹川 503 番地
斎宮歴史博物館 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和 4 年 10 月 11 日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市桜橋 2 丁目 34-1
イオンディライト株式会社東海支社三重支店 支店長 森 泰幸 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 88,900,000 円
契約金額 97,790,000 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和 4 年 8 月 26 日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
